

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小堀文雄の上告趣意について。

第一審判決も原判決も、所論のように営利の目的を有したことを見定してはいな
い。犯罪の構成要件ではないからである。所論の違憲主張はその前提を欠くもので
あつて、理由がない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	眞	野	毅
--------	---	---	---

裁判官	澤	田	竹治郎
-----	---	---	-----

裁判官	齋	藤	悠輔
-----	---	---	----

裁判官	岩	松	三郎
-----	---	---	----